

消防用設備等の設置届

根拠規定	消防法第17条の3の2	
届出者	防火対象物の所有者、管理者又は占有者	
提出時期	工事が完了した日から4日以内に届出	
提出方法	消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書を2部（正本・副本）作成し、報告先に提出します。	
報告書様式	様式ダウンロードに有ります。	
報告先（防火対象物の存する地域）	合併前の豊田市内全域	豊田市消防本部予防課 豊市長興寺5丁目17番地1 （消防本部庁舎2階） 電話番号：0565-35-9706
	合併前の足助町、旭町、稲武町及び下山村	足助消防署 管理課 豊田市桑田和町中貝戸6番地 電話番号：0565-62-0119
	合併前の藤岡町及び小原村	藤岡小原分署 豊田市木瀬町楡本1525番地1 電話番号：0565 76-0150
受付時間	月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時30分～17時15分	